

平成 21 年度主要な政策に係る評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 自治財政局財政課、交付税課、地方債課、財務調査課

評価年月 平成 21 年 7 月

1 主要な政策の概要

（政策名）

政策 6 地方財源の確保と地方財政の健全化

（政策の基本目標）

地方公共団体の財政運営に支障が生じないように所要の地方財源の確保を図るとともに地方交付税の算定方法の簡素化等の見直しを進める。また、地方公共団体の財政収支を改善し、地方財政の健全化を図る。

（政策の概要）

地方財政計画の策定

平成 21 年度の地方財政計画においては、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、既定の加算とは別枠で地方交付税を 1 兆円増額し、歳出面においては、これに合わせて地方団体が雇用創出等を図るとともに「生活者の暮らしの安心」や「地方の底力の発揮」に向けた事業を実施するために必要な経費を計上するほか、「基本方針 2006」等に沿って、国の取組と歩調を合わせて、歳出全般にわたり見直しを行うことにより計画的な抑制を図り、歳入面においては、地方税負担の公平適正化の推進と安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額の確保を図ることを基本とするとともに、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補てん措置を講ずる。

地方交付税の算定方法の簡素化・透明化

地方公共団体の自主的・自立的な財政運営に資する方向で地方交付税の算定方法の簡素化・透明化を図る。

公債費負担の適正化の推進

昭和 62 年度から公債費負担適正化計画に基づいて財政運営を行う市町村について、公債費負担の適正化を推進する。

地方公共団体財政健全化法の円滑な施行

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成 19 年 6 月に成立し、平成 20 年 4 月から法律の一部が施行されたことに伴い、地方公共団体に対して財政指標の公表に係る助言を行うとともに、平成 21 年 4 月の本格施行へ向け、円滑な施行のための制度周知を行う。

(平成20年度予算額)

【一般会計】

15,613,609 百万円

(うち地方交付税 15,140,120 百万円、地方特例交付金 473,489 百万円)

【特別会計】

50,773,602 百万円

(うち地方交付税 15,406,082 百万円、地方特例交付金 473,489 百万円、
国債整理基金特別会計への繰入 34,188,395 百万円、その他 705,636 百万円)

2 政策実施の環境

(1) 政策をとりまく最近の情勢

地方財政は、197兆円あまりの借入金残高や社会保障関係費等の義務的経費の増加に加え、百年に一度と言われる世界の金融資本市場の危機による税収の大幅な減収により、財源不足が10.5兆円にのぼる極めて厳しい状況にある。

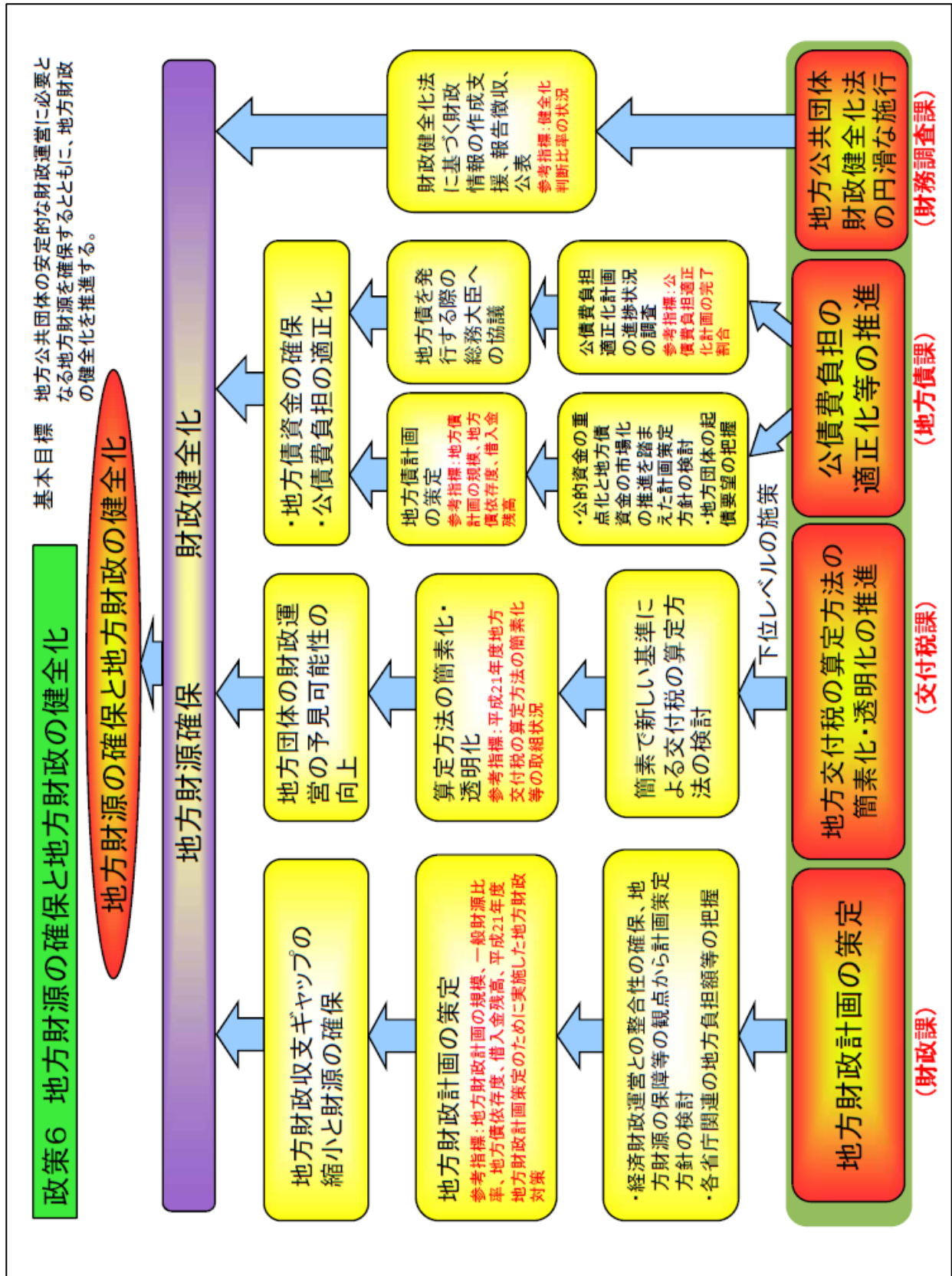
(2) 関係する施政方針演説等内閣の重要方針(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
経済財政改革の基本方針 2008	平成20年6月27日	第2章 成長力の強化 2. 地域活性化 (1) 地方再生 【具体的手段】 (1) 地域活性化の支援 ・地方団体の安定的な財政運営に必要となる地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保するとともに、地域間の財政力格差に対応するため、地方再生対策の考え方に従った交付税配分の重点化を引き続き進め、地方交付税を財政の厳しい地域に重点的に配分する。 第4章 国民本位の行財政改革 1. 国民本位の行財政への転換 (1) 地方分権改革 【具体的手段】 (1) 地方分権改革の推進 「地方分権改革推進委員会」...中略...は、平成20年内に地方自治体に対する国の法令による義務付け・枠付けの見直しの検討を進めるとともに、

		<p>国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しの一体的な改革に向け地方債を含めた検討を行い、順次勧告する。…略…</p> <p>3．歳出・歳入一体改革の推進</p> <p>【改革のポイント】</p> <p>1．真に必要なニーズにこたえるための財源の重点配分を行いつつ、歳出全般にわたって、これまで行ってきた歳出改革の努力を決して緩めることなく、国、地方を通じ、引き続き「基本方針 2006」、「基本方針 2007」に則り、最大限の削減を行う。</p> <p>2．重要課題実現のために、必要不可欠となる政策経費については、まずは、これまで以上にムダ・ゼロ、政策の棚卸し等を徹底し、一般会計、特別会計の歳出経費の削減を通じて対応する。</p> <p>3．以上の歳出改革の取組を行って、なお対応しきれない社会保障や少子化などに伴う負担増に対しては、安定的な財源を確保し、将来世代への負担の先送りは行わない。</p> <p>【具体的手段】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「進路と戦略」で示した予算編成の原則に沿って、「新たに必要な歳出を行う際は、原則として他の経費の削減で対応する」など、規律ある財政運営を行う。 ・「進路と戦略」に沿って、各年度の予算が財政健全化の中期目標の確実な達成と整合的であるかどうかを、予算編成の要所において確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ・2010年代半ばに向けた目標の具体化について、今後、経済財政諮問会議において検討を行う。 <p>なお、「基本方針 2006」に示されたとおり、平成23年度までの5年間に実施すべき歳出改革の内容は、機械的に5年間均等に歳出削減を行うことを想定したものではない。それぞれの分野が抱える特殊事情や既に決まっている制度改革時期とも連動させ、また、歳入改革もにらみながら、5年間の間に必要な対応を行うという性格のものである。</p>
--	--	---

3 政策効果の把握の手法

(1) 基本目標の達成過程（いわゆる「ロジック・モデル」）



(2) 指標等の進捗状況

「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
地方財政計画の規模	地方公共団体が行う事務・事業の実施に必要な財源が確保されているか。	83兆1,261億円	83兆4,014億円	82兆5,557億円
一般財源比率	安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額が確保されているか。	68.1%	68.4%	65.3%
地方債依存度	歳入総額に占める地方債の割合は適正か。	11.6%	11.5%	14.3%
借入金残高	地方債残高は抑制されているか。	199兆円	197兆円	197兆円
地方債計画の規模	地方団体が行政改革の財政の健全化を推進しつつ、当面する諸課題に重点的・効率的に対処することができるよう、所要の地方債資金が確保されているか。	12兆5,108億円	12兆4,776億円	14兆1,844億円
平成21年度地方財政計画策定のために実施した地方財政対策	地方財政収支の均衡を達成するため、財源対策が行われているか。	地方交付税を1兆円増額して「雇用創出」や「地域の元気回復」のための財源を確保した上で、国と地方が折半して財源不足を補てんするルールを適用し、財源不足を補てんした。		
平成21年度地方交付税の算定方法の簡素化等の取組状況	交付税の予見可能性を高める観点から、交付税の算定方法の簡素化明確化が進められているか。	一部の費目において、事業費補正の廃止、態容補正・寒冷補正の地域振興費における一括適用等を行い、算定方法の簡素化・明確化に努めた。		

公債費負担適正化計画の完了割合	公債費負担適正化計画の完了を予定している団体について、予定通り目標を達成できているか。	平成20年度に公債費負担適正化計画の完了を予定していた2団体については、全ての団体が目標を達成した。
健全化判断比率の状況	財政指標の作成・公表がなされているか、財政指標の状況はどうなっているか。	平成20年4月に地方公共団体財政健全化法の一部が施行され、平成19年度決算に基づいた財政指標の作成、公表を行った。 【健全化判断比率の状況】 1. 実質赤字比率 早期健全化基準以上 2 団体 2. 連結実質赤字比率 早期健全化基準以上 1 1 団体 3. 実質公債費比率 早期健全化基準以上 3 3 団体 4. 将来負担比率 早期健全化基準以上 5 団体

参考となる指標の進捗状況については、それぞれの表題の年度の次年度の内容を記載している。

4 政策の総合的な評価

(1) 評価結果(総括)

安定的な行財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保するとともに、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足については地方財政の運営上支障が生じないように、財源対策債、臨時財政対策債の発行などの補てん措置を講じた。また、特に平成21年度地方財政対策においては、地方交付税を規定の加算とは別枠で1兆円増額し、地域の雇用創出に資する事業の実施等の財源を確保した。これにより、国家財政・国民経済等との整合性の確保や地方財源の保障が図られた。

また、地方交付税の算定方法の見直しについては、平成20年度において一部の費目について事業費補正の廃止や急増補正の廃止等を行うなど、算定方法の簡素化・透明化は着実に進展している。

さらに、平成20年度に公債費負担適正化計画の完了を予定していた2団体は全て完了し、公債費負担の適正化は進展した。

また、平成20年4月に地方公共団体財政健全化法の財政指標の作成・公表に関する規定が一部施行された。これに基づき、全ての地方公共団体において財政指標の作成・公表が行われたところであり、財政指標の公表等を通じた財政の健全化への取組は進展している。

(2) 基本目標等の達成状況の分析

(ア) 必要性

地方財政は公債費が依然高水準であることなどから、大幅な財源不足が生じる厳しい状況に置かれている。地方公共団体の担う基本的な行政サービスを維持するため、また、地方分権改革の推進や少子・高齢化による財政需要の拡大に対応するため、地方財政計画を策定し、所要の地方財源を確保していく必要がある。

地方交付税については、地方交付税の予見可能性を高める観点から、算定方法の簡素化・明確化を図るため、地方公共団体の自主的・自立的な財政運営を促す方向で地方交付税の算定方法の見直しを進める必要がある。

厳しい財政状況が続く中で、地域の行政サービスを安定的に供給するため、地方公共団体の財政の健全化に取り組む必要がある。そのため、公債費負担が依然として高い水準にある地方公共団体については、引き続き公債費負担適正化計画に基づく財政健全化を進める必要がある。

厳しい財政状況が続く中で、地域の行政サービスを安定的に供給するため、地方公共団体の財政の健全化に取り組む必要がある。そのため、地方公共団体財政健全化法に基づくわかりやすい財政情報の公表を徹底することにより、財政の健全化をより一層推進する必要がある。

(イ) 有効性

厳しい雇用情勢の中で、地域の雇用創出に資する事業の実施を推進するため、地方交付税を規定の加算とは別枠で1兆円増額するなどにより、平成21年度の地方交付税総額は1兆5千8億2千万円となり、前年度に比べ4,141億円の増となっている。

また、地方税などを合わせた一般財源総額を確保するとともに、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足については地方財政の運営上支障が生じないよう、財源対策債、臨時財政対策債の発行などの補てん措置を講じた。

これにより、地方財源の確保・保障がなされているため、地方財政計画の策定については有効性が認められる。

平成20年度においては、一部の費目において事業費補正の廃止や急増補正の廃止等を行った。これらの取組については、地方交付税の算定の簡素化や予見可能性を高めるためのものであるため、有効性が認められる。

公債費負担適正化計画に基づいて財政運営を行う市町村に対して、財政上の措置を講じ、市町村の自主的・計画的な公債費負担の適正化を推進した。平成20年度においては、公債費負担適正化計画の完了を予定していた2団体は全て完了し、公債費負担の適正化について一定の進展をみたため、有効性が認められる。

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定され、財政指標の公表に関する規定が平成20年4月から施行された。これにより、全ての団体が平成19年度決算に基づく財政指標の公表等を行ったところであり、財政指標の適切な公開による財政の早期健全化に向けた取組が進展したため、有効性が認められる。

(ウ) 効率性

これまでに、地方交付税の算定方法については、簡素で新しい基準による基準財政需要額の算定（新型交付税）を導入し、算定項目数を約3割削減したところである。また、平成20年度においては、一部の費目の事業費補正の廃止や急増補正の廃止等を行い、これらにより、地方公共団体の事務負担の軽減、財政運営の透明化が促進されたため、地方交付税の算定の簡素化・透明化に向けた取組は一定の効率性が認められる。

5 今後の課題と取組の方向性

(1) 政策の課題と取組の方向性（総括）

平成22年度以降についても、安定的な行財政運営に必要な地方財源の確保を図りつつ、税源移譲を含む国と地方の税源配分の見直し等による地方税財源の充実確保等を通じて、地方行財政運営の自立性の向上及び地方行財政基盤の拡充を推進していく。

また、地方交付税については、引き続き、財源保障機能や財源調整機能を適切に発揮することができるよう所要額の確保を図るとともに、地方公共団体の自主的な財政運営に資するための一層の算定方法の簡素化を行っていく。

さらに、公債費負担適正化については、平成21年度以降も5市町村が公債費負担適正化計画に沿って公債費負担の適正化に努めているところであり、引き続き、公債費負担適正化に向けての取組を推進する。

また、平成21年4月から地方公共団体財政健全化法が全面的に施行され、平成20年度決算から財政健全化計画や財政再生計画の策定が義務付けられることとなったため、財政指標の作成・公表の支援等に加えて、上記計画の策定支援を通じて地方公共団体の財政の健全化を推進していく。

(2) 個別課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性	
<p>【課題】 地方財政は、公債費が依然高水準であることなどから大幅な財源不足が生じる厳しい状況に置かれている。地方分権の推進や少子・高齢化による財政需要の拡大に対処するため、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補てん措置を講じるため、所要の地方財源を確保していくことが必要。</p>	<p>見直し・改善の方向性</p>	<p>引き続き、地方財政計画の策定を通じて所要の地方財源を確保していく。</p>
	<p>(予算要求)</p>	<p>取組を継続</p>

<p>【下位レベルの施策名】 地方財政計画等の策定</p> <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方財政の企画立案 ・地方債の企画立案及び指導等 	<p>(制度)</p>	<p>地方財政計画及び地方債計画において、所要の地方財源を確保する。 また、税源移譲を含む国と地方の税源配分の見直しを検討する。</p>
	<p>(実施体制)</p>	<p>従前のおり</p>
<p>【課題】</p> <p>地方交付税については、今後とも引き続き財源保障機能や財源調整機能を適切に果たすことができるよう所要額の確保を図るとともに、地方公共団体の自主的な財政運営に資するための一層の算定方法の簡素化を行うことが必要。</p> <p>【下位レベルの施策名】 地方交付税の算定方法の簡素化、透明化の推進</p> <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付税制度の企画立案 	<p>見直し・改善の方向性</p>	<p>平成20年度においては、一部の費目において事業費補正の廃止、急増補正の廃止等を行ったところであり、平成21年度においても、より一層の簡素化を図る。</p>
	<p>(予算要求)</p>	<p>取組を継続</p>
	<p>(制度)</p>	<p>地方公共団体の財政運営の予見可能性の増大や、自主的な財政運営に資する方向での算定の簡素化を検討。</p>
<p>【課題】</p> <p>厳しい財政状況が続く中で、地域の行政サービスを安定して提供するため、地方公共団体の財政の健全化に取り組む必要がある。</p> <p>そのため、平成21年度から本格施行される地方公共団体財政健全化法に基づく取組を進めることが必要。</p>	<p>見直し・改善の方向性</p>	<p>平成20年度決算から財政指標が一定の水準以上の団体について計画策定の義務付け等が適用されることとなるため、財政健全化計画や財政再生計画の作成支援等を推進する。</p>
	<p>(予算要求)</p>	<p>取組を継続</p>
	<p>(制度)</p>	<p>取組を継続</p>

<p>【下位レベルの施策名】 公債費負担の適正化の推進 地方公共団体財政健全化法の円滑な施行</p> <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方財政の助言及び調査統計の整備運営 ・ 国民に対する地方財政の情報公開の推進・助言 	<p>(実施体制)</p>		<p>従前のおり</p>
--	---------------	--	--------------

6 学識経験を有する者の知見の活用等

(1) 学識経験を有する者の知見の活用

総務省の政策評価に関する有識者会議(平成21年5月27日)において、本政策の評価の方向性に関し、意見をいただいた。

(2) 評価に使用した資料等

- ・ 平成21年地方財政の状況(地方財政白書)(平成21年3月17日)
http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/hakusyo/chihou/21data/index.html
- ・ 平成21年度地方財政計画(平成21年1月27日)
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090127_4.html
- ・ 地方財政の借入金残高の状況(平成21年5月8日)
http://www.soumu.go.jp/main_content/000020157.pdf
- ・ 平成21年度地方債計画(平成20年12月24日)
http://www.soumu.go.jp/iken/chisai_21.html